

西中国信用金庫 向洋支店

出張所移行のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、平成29年9月25日(月)、「向洋支店」を「本店営業部 向洋出張所」に移行させていただきました。

お取引をいただいておりますお客さま方には、出張所移行によりご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

当金庫は、これからも質の高い金融サービスの提供に努めてまいりますので、皆さまからの変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

1. 出張所の概要

(1) 出張所

向洋支店 ⇒ 向洋出張所(母店:本店営業部)

(2) 出張所の営業時間

① 窓口業務取扱時間: 午前9時から午後3時まで

② 窓口休業日

土曜日、日曜日、祝日、12月31日から翌年の1月3日までの日

③ ATM稼働時間

平日: 8:45~19:00

土曜日: 8:45~19:00

日曜日・祝日: 8:45~19:00

2. 出張所への移行日

平成29年9月25日(月)

3. お取り扱いする業務

(1) 外貨預金(普通預金・定期預金)を含む各種預金および定期積金の受払業務(新規・解約を含む)

(2) 貸付業務

① 定期性総合口座による当座貸越

② 預金担保貸付

③ 年金担保貸付

④ カードローン

⑤ 各種消費者ローン

⑥ 保証機関保証付住宅ローン

- (3) 為替取引業務
- (4) 日本銀行歳入金
- (5) 登録金融機関業務(国債、投資信託等の取扱い等)
- (6) 保険商品の窓口販売業務
- (7) 上記に付随する業務(公金の収納、両替等)

※出張所管内の得意先活動は、引き続き行います。

4. お取扱いできない業務

- (1) 事業者の方に対する貸付業務
- (2) 代理貸付業務(日本政策金融公庫、信金中央金庫、住宅金融支援機構を除く)

※上記以外にも、お取扱いできない業務がございます。皆さまには大変ご不便をおかけしますが、最寄りの西中国信用金庫の店舗をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は向洋出張所(083-223-1401)までお尋ね下さい。

5. お客様のご預金・ご融資等について

- (1) 事業性融資をご利用のお客様(預金担保貸付のみの場合を除く)のご預金・ご融資等は、本店営業部もしくは最寄りの店舗へ変更のお手続きが必要となります。
- (2) 上記以外のお客様のご預金・ご融資等は、出張所にそのまま引き継がれますので、お手続きは必要ございません。

また、店舗名は変更となりますが、店舗番号・口座番号等は変更ございませんので、現在お持ちの預金通帳・証書・キャッシュカード等は、そのままご利用いただけます。

6. 店舗名変更のお手続きについて

- (1) 出張所移行に伴い、相手先に対し店舗名の変更通知に係るお手続きが必要となる場合がございます。お手数をおかけしますが、お早めに店舗名変更のご通知等のお手続きをお願い申し上げます。

- ① 給与振込の振込指定口座となっている場合
- ② 売上金等の振込指定口座となっている場合
- ③ 企業年金等の私的年金のお受取り口座となっている場合

※国民年金・厚生年金等の公的年金は、必要ございません。